

平成26年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：民事訴訟法（配点：80点）

注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「法科大学院全国統一適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

第1問

Xによると、Xは、Yに対して有する200万円の貸金債権（以下、「甲債権」という）の履行期が到来したため、Yに当該貸金の返還を求めているが、Yは、いっこうに支払わない。

この事例を前提にして、次の各問に答えなさい。なお、各問は、それぞれ独立した問題である。

問1 Yは、甲債権について、Xを被告として200万円の貸金債務不存在確認の訴えを提起した。この訴えの係属中に、Xが、Yを被告として、甲債権に基づき200万円の貸金返還を求める別訴を提起した。この場合、Xの提起した別訴の適法性について、訴訟法上問題となる点を挙げて、論じなさい。

問2 Xは、Yを被告として、甲債権に基づき200万円の貸金返還を求める訴えを提起した。この訴えの係属中に、Yが、Xに対し200万円の売買代金債権（以下、「乙債権」という）を有すると主張し、Xを被告として200万円の支払を求める別訴を提起した（以下、「後訴」という）。後訴において、Xは、弁済を理由に乙債権の不存在を主張するとともに、その主張が認められないときは、甲債権をもって乙債権と相殺する旨の抗弁を提出した。この場合、Xの提出した相殺の抗弁の適法性について、訴訟法上問題となる点を挙げて、論じなさい。

(配点：40点)

(民事訴訟法)

第2問

Xによれば、Xは、Yに金500万円を貸し付け、その際、ZがYのために保証人となった。ところが、この貸金債権の履行期が到来しても、Yは貸金を返済しない。そこで、Xは、Yを被告として、500万円の貸金返還請求の訴えを提起した。審理の結果、裁判所は、Yによる貸金返済の事実を認め、Xの請求を棄却する判決を言い渡し、その判決が確定した（以下、「前訴確定判決」という）。その後、Xは、Zを被告として、500万円の保証債務の履行請求の訴え（以下、「後訴」という）を提起した。この場合、前訴確定判決は、この後訴に影響を及ぼすか。学説の対立に言及しつつ、論じなさい。

(配点：40点)